

障害保健福祉関係担当者会議資料
「地域主権改革について」

平成23年9月27日(火)

社会・援護局障害保健福祉部

目 次

- (1) 第2次一括法について…………… 1
- (2) 育成医療の市町村への権限移譲について…………… 7

(1) 第2次一括法について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律について

地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)に基づき、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成23年8月30日に公布されたところ。

障害保健福祉分野に関して、以下の内容について記載されている。

※ 法案の施行期日については、基本的に平成24年4月1日で検討されている。

1. 義務付け・枠付けの見直し

(1) 施設・公物設置管理の基準の見直し

- ① 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準及び児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を、条例(注1、2)に委任する。

(注1: 条例の制定主体は都道府県、指定都市及び中核市(指定知的障害児施設等の指定に関する基準については児童相談所設置市)。)

(注2: 条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。)

- ② 都道府県知事が処理している指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定について、指定都市及び中核市へ移譲することとしない、指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準等(注3)を、条例(注4)に委任する。

(注3: 指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準、当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準、指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準並びに当該施設の設備及び運営に関する基準。)

(注4: 制定主体は指定都市及び中核市。条例制定の基準については、「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」により改正することとなる改正後の障害者自立支援法に基づき都道府県が制定する条例に対する基準と同様。)

(2)計画等の策定及びその手続の見直し

- ① 市町村障害福祉計画の内容のうち、
 - ・ 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 - ・ その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項に係る規定は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ② 市町村障害福祉計画を策定又は変更する場合における住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる義務に係る規定は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ③ 市町村障害福祉計画を策定又は変更する場合における都道府県の意見の聴取に係る規定に関し、当該計画の内容のうち、
 - ・ 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 - ・ その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項に係る都道府県の意見の聴取は、廃止する。
- ④ 都道府県障害福祉計画の内容のうち、
 - ・ 都道府県が定める区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - ・ 指定障害福祉サービス又は指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - ・ 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 - ・ その他障害福祉サービス、相談支援及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項に係る規定は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

2. 基礎自治体への権限移譲

(1) 身体・知的障害者相談員への委託による相談対応、援助

都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している

- ・ 身体障害者相談員への委託による身体に障害のある者の相談への対応及び身体に障害のある者の更生のための援助
- ・ 知的障害者相談員への委託による知的障害者等の相談への対応及び知的障害者の更生のための援助については、すべての市町村へ移譲する。

なお、これらの事務(指定都市及び中核市の長が処理するものを除く。)に関して、広域的に行う必要があるものについては、都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

(2) 育成医療の支給認定等

都道府県並びに指定都市及び中核市が処理している育成医療に係る自立支援医療費の支給の認定及び自立支援医療費の支給については、すべての市町村へ移譲する。

(3) 指定障害福祉サービス事業者等の指定、報告命令、立入検査等

- ① 都道府県知事が処理している指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定並びに指定相談支援事業者の指定については、指定都市及び中核市へ移譲する。

なお、これらの指定に際して都道府県知事の同意を要することとする(注5)。

(注5: 指定障害福祉サービス事業者の指定については、特定障害福祉サービスに係るものに限る。)

- ② 都道府県知事が処理している、
- ・ 指定障害福祉サービス事業者等、指定障害者支援施設の設置者等及び指定相談支援事業者等に対する報告の命令及び立入検査等
 - ・ 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定相談支援事業者に対する勧告
 - ・ 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定の取消し等については、指定都市及び中核市へ移譲する。

(4)身体障害者手帳の交付

都道府県並びに指定都市及び中核市が処理している身体障害者手帳の交付事務については、基礎自治体の実態把握を行った上で、移譲に向けた具体的対応策を年内(平成22年内)に得られた場合には、権限移譲を行うものとされていた。

→ 実態調査の結果、3割程度の市が「対応策を講じたとしても事務処理は困難」と回答したこと等から、障がい者制度改革推進会議等における障害者福祉制度の見直しの検討を踏まえつつ、平成23年度中を目途に、平成24年通常国会に提出を目指す法案の検討と併せて、地域主権改革の推進の観点から、移譲について、その実現に向け、引き続き検討を行う。

(2) 育成医療の市町村への権限移譲について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)が平成23年8月30日に公布されたところ。

自立支援医療(育成医療)の市町村への権限移譲については、別途政令で定めることとしている(法律公布後3ヶ月以内の改正を目途に現在作業中)。

権限移譲の内容について

都道府県並びに指定都市及び中核市が処理している育成医療に係る自立支援医療費の支給認定及び自立支援医療費の支給(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第1項、第58条第1項)について、すべての市町村へ移譲する。

施行期日について

平成25年4月1日を予定。

負担割合について

現状の負担割合

国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

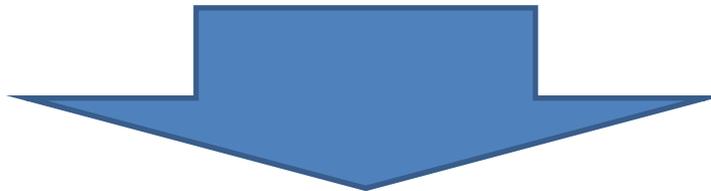
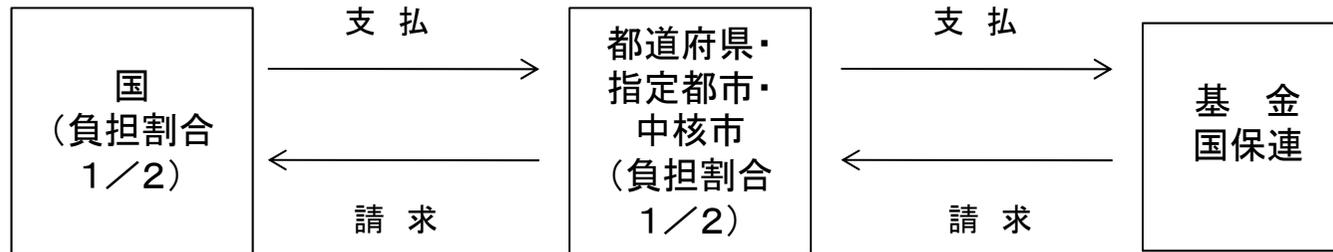


権限移譲後の負担割合
(更生医療と同じ)

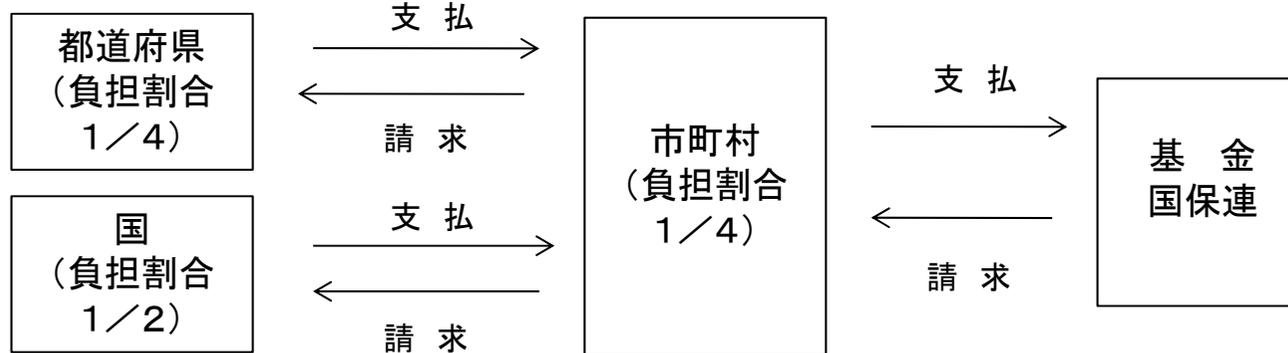
国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

育成医療の負担割合の変化について

権限移譲前



権限移譲後



- 指定都市・中核市においては、負担割合が1/2から1/4に減となる。
- 市町村(指定都市・中核市を除く)においては、新たに1/4負担することになる。
- 都道府県においては、負担割合が1/2から1/4に減ることになるが、これまで指定都市・中核市が負担していた1/2のうち、1/4を負担することになる。

権限移譲後の審査体制について

現状の審査体制について

現在、育成医療の支給認定の判定においては、

- ①医師・保健師等の必要な人員が配置されている保健所
- ②他の制度(小児慢性特定疾患治療研究事業)等で設置された審査会の活用等の審査体制により都道府県・指定都市・中核市にて支給認定事務を実施している。

権限移譲後の審査体制について

権限移譲に伴い、それぞれの市町村においては、公正中立な立場から医学的な判断を行う審査体制の整備を行う必要があり、特に

- ①医学的な判定が可能である医師及び医療関係者の確保
- ②専門家からなる審査会等の設置

等、適切な事務処理が平成25年4月1日から行えるよう、各市町村において人員等の整備に向けて準備を進めていただきたい。

なお、独自の整備が困難である場合も考えられるので、その場合には、

- ③複数の自治体による審査会等の共同設置
- ④都道府県による市町村への支援

等により、円滑な事務処理のための工夫をする必要があるので、関係機関との連携を図っていただきたい。